

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2010年6月28日
【会社名】	株式会社マキタ
【英訳名】	Makita Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 後 藤 昌 彦
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役執行役員管理本部長 青 木 洋 二
【本店の所在の場所】	愛知県安城市住吉町三丁目11番8号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社の経営者は、米国1934年証券取引所法規則13a - 15(f)および15d - 15(f)に定義される財務報告に係る内部統制を適切に構築し、維持する責任があります。当社の財務報告に係る内部統制は、財務報告の信頼性及び米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務諸表の当社の作成に関して合理的な保証を与えるために整備されたプロセスであり、次のような方針と手続きを含んでいます。

- (1) 当社の資産の取引や処分を合理的に正確かつ適正に反映した記録を維持するための方針および手続き
- (2) 米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表を作成するために必要な取引が記録され、収入と支出が経営者及び取締役の承認に基づいて行われていることについての合理的な保証を提供する方針及び手続き
- (3) 財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある、未承認の資産の取得、使用及び処分の防止、または、それらが適時に発見されるための合理的な保証を提供する方針及び手続き

また、当社は米国1934年証券取引所法およびトレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み」において設定された規準に準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

しかしながら、内部統制におけるその固有の限界のため、財務報告に係る内部統制は財務報告の誤りを未然に防止し、または発見することができない可能性があります。また、将来の期間に係る内部統制の有効性の評価結果は、前提条件が変化したり、方針や手続きに準拠する程度が低下することにより内部統制の適正性が失われるリスクに影響を受ける可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営者は2010年3月31日現在における財務報告に係る内部統制の有効性を評価しました。この評価の実施においては、米国1934年証券取引所法およびトレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した「内部統制の統合的枠組み」において設定された規準に準拠しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2010年3月31日現在において、当社の財務報告に係る内部統制はCOSOの規準に基づき有効であると結論付けました。

当社の独立登録監査人であるあずさ監査法人は、この報告書に記載されている当社の連結財務諸表を監査し、また、監査報告書に記載のとおり、財務報告に係る当社の内部統制の有効性についても監査を実施しました。

4 【付記事項】

当社は、内閣府令第62号「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」第18条の規定に基づき、米国において要請されている内部統制報告書の用語、様式及び作成方法により、内部統制報告書を作成しております。

当該第18条の規定を適用しないで作成する場合との主要な相違点は、以下の通りです。

- (1) 財務報告に係る内部統制の評価を実施する際の基準は、企業会計審議会の定めた内部統制の基本的枠組みではなく、トレッドウェイ委員会支援組織委員会(COSO)が公表した規準である「内部統制の統合的枠組み」となっております。
- (2) 財務報告の範囲は連結財務諸表であり、個別財務諸表のみに関連する内部統制及び経理の状況以外に含まれる財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る内部統制は含みません。
- (3) 財務報告に係る内部統制の評価対象会社は、持分法適用会社を含みません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。